

独立行政法人国際協力機構 2016年度（平成28年度）計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく2016年度の業務運営に関する計画を次のように定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減（MDGs達成への貢献）

2016年は持続可能な開発目標（SDGs）実施元年に当たり、各国のSDGs優先課題にも配慮しつつ、貧困撲滅及び持続可能な開発についての取組を進める。

- ① 格差是正・貧困層支援については、社会、経済、環境面からのアプローチにより、分野横断的かつ誰も取り残されない包摂的な開発を目指す。
- ② 教育については、SDGsが重視するインクルーシブかつ公正な質の高い教育の確保に向けて、学びの改善のための総合的なアプローチに取り組む。SDGsへの貢献や第5回アフリカ開発会議（TICAD V）横浜行動計画（2013-2017）における数値目標の更なる向上に向け、着実に事業を展開する。（子供への質の高い教育環境の提供人数：2011年から2016年までに2,700万人）
- ③ 保健については、ミレニアム開発目標（MDGs）の残された課題である母子保健や感染症対策を入口とし、SDGsの下で強靱かつ持続可能な保健システムの強化を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を支援する。特に、UHCの推進については、世界銀行等との連携によるUHC in Africaに基づくロードマップ作成への貢献や、第三国との連携による各国保健システム強化のための技術支援を行う。（第三国との連携によるUHC推進のための保健システム強化支援国数：10か国）
- ④ 水については、安全な水の確保についてMDGsの達成が遅れている地域に重点的に協力するとともに、SDGs達成に向けて水分野の人材育成による知識・技術向上を通じて、全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理を追求する。（アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数：50万人）

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、運輸交通やエネルギー等のインフラ整備と法制度整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等を組み合わせた政策・施策の策定と実施及び人材育成を支援する。支援に当たっては、成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

- ① 運輸交通については、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供すること

- を通じ、質の高いインフラ整備に取り組む。特に、成長を続けるアジアのインフラ需要に呼応するとともに、運営管理や維持管理等の技術協力との連携（持続性）、環境社会配慮やジェンダー配慮（包摂性）、道路防災等のインフラや物流の安全性の確保（強靭性）を考慮する。（新規案件の計画総延長：道路・橋梁 220km、鉄道 120km）
- ② 都市・地域開発については、成長著しい都市・地域における環境悪化やスプロール化等の都市問題の抑制に留意しつつ、SDGs への貢献も念頭に、マスタープラン案件の形成・実施に取り組む。特に、機構の提案する「持続可能な都市コンセプト」を、SDGs との関係を整理した上で、マスタープラン案件に適用する。（マスタープラン策定数：5 件、「持続可能な都市コンセプト」の案件への適用）
 - ③ 資源・エネルギーについては、SDGs への貢献も念頭に、持続可能な資源・エネルギーへのアクセスの確保に向けた低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援及び鉱業分野の投資環境整備・人材育成に取り組む。特に、地熱開発の協力拡大、島嶼国向けの「ハイブリッド・アイランド構想」の具体化を推進する。（低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数：15 件、資源・エネルギー分野の人材育成数：440 人）
 - ④ 法制度整備・民主化については、開発途上国のビジネス環境の基盤形成のため、法・制度の整備や運用支援、人材育成に取り組む。特に、貿易円滑化については、通関電子化の稼働や関連業務プロセス整備に向けた協力を実施する。（法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数：1,000 人）
 - ⑤ 高等教育については、TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の実現に向けた取組を行うとともに、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成に向けて、開発途上国の拠点大学への協力、開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援を行う。（支援対象大学延べ数：90 大学、日本の大学での学位取得支援人数（新規受入）：600 人、事業提携している日本の大学延べ数：200 大学）
 - ⑥ 農業・農村開発については、開発途上国農家の自給農業から商業的農業への参画支援を通じ、高付加価値農産物の自国内外における安定供給と農家レベルの所得向上のバランスある成長の確保を推進する。特に、TICAD VI に向け、PC やスマートフォンを利用したツールの活用や学会発表を通じ、市場志向型農業（SHEP アプローチ）の小農の理解促進及び広域化を加速させる。（SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数：2014 年度からの累計 1,800 人、SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数：2014 年度からの累計 42,000 人）
 - ⑦ 民間セクター開発については、開発途上国のビジネス環境改善や現地企業の競争力向上、地域経済・産業の振興のための協力を行うとともに、これら協力を通じて、アジア・アフリカ地域を含む開発途上地域の産業人材育成に向けた政府政策の実現に取り組む。（アフリカにおける産業人材育成人数：2013 年度からの累計 35,000 人）

（ハ）地球規模課題への対応

環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を支援する。

- ① 防災については、事前の防災投資、より良い復興（Build Back Better）等を重視すると定めた仙台防災枠組の実施を推進するため、各種ワーキンググループ（用語定義や指標、実行計画策定）へのインプットを継続するとともに、日本政府のコミットメントである仙台防災協カイニシアティブの実現に貢献するため、事業を着実に実施する。（防災分野の人材育成数：2015年度からの累計18,000人）
- ② 気候変動については、政府が掲げる気候変動分野の人材育成、二国間クレジット制度（JCM）等の政策推進に貢献するために、気候変動緩和・適応策に係る人材育成、JCMパートナー国の能力開発支援、開発途上国の国別貢献策（NDC）作成・実施能力強化支援等を行う。（気候変動緩和・適応策に係る人材育成数：2014年度からの累計4,700人）
- ③ 自然環境については、持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）、森林等生態系を活用した防災・減災、持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上及び保護区・バッファゾーン管理を通じた生物多様性保全のため、政策・制度の改善、衛星等を利用した資源情報の整備、行政組織及び行政官の能力向上及び住民参加型・協働型管理の手法開発と普及実践を支援する。特に、豊富な熱帯林を有する東南アジア、アマゾン、コンゴ盆地の3地域を中心にREDD+に係る制度構築支援、違法伐採広域監視、情報整備に重点的に取り組む。（REDD+事業実施国数：12か国）
- ④ 環境管理については、急速な成長と人口増加に伴う外部不経済が顕在化しつつある開発途上国都市部に対して、住民生活の環境改善のための廃棄物管理能力、水環境管理能力及び大気汚染管理能力の向上に係る支援に取り組む。また、持続可能な経済社会システム、低炭素化社会の構築のための仕組みづくりを支援する。（協力事業対象都市数：98都市）
- ⑤ 食料の安全保障については、将来の人口増加を念頭において食料安全保障に貢献するために、穀物等主要作物の生産性向上を主眼とした優良な案件を形成、実施する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、気候変動の観点から灌漑整備を支援する。また、水産資源管理の推進と養殖の振興により、水産資源の持続的な利用を図る。（CARD関連の本邦研修の研修員数：70人）

（二）平和の構築

- ① 信頼される政府を目指した政府の基礎的能力の構築を念頭に、公正性、透明性、女性や少数民族等社会的弱者への配慮を含む包摂性等を重視しつつ、地方行政能力の

向上や社会資本の復興等に向けた支援を行う。なお、アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等治安や政情等により事業実施の難易度が高い国においても、研修事業や国際機関・第三国との連携等、機構の有する援助手法及びネットワークを通じた創意工夫により、政府職員等の能力向上を図る。
(アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等における地方行政能力の向上や社会資本の復興に向けた支援の実施)

- ② 強靱な社会の形成を目指した社会統合・エンパワメントを念頭に、コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援等を行う。(コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援の実施)
- ③ 難民の流入による影響を受けている国・地域の負荷軽減支援を行う。特に、国際情勢を注視しつつシリア周辺国が難民に対応するための支援を行うほか、ザンビア等の長期化した難民の現地統合に向けた支援を行う。(シリア難民対応の事業、難民の現地統合その他の取組に係る支援の実施)
- ④ 国連安保理決議 1325 号に基づく行動計画のモニタリング等の分析を踏まえ、紛争影響地域での支援におけるより適切なジェンダー配慮に必要な情報の抽出、取組強化にむけた検討を行う。

(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上

- ① 事業の戦略性の強化及び予見性の向上のため、外務省一機構間で、協力プログラムにおける事業展開の方向性に関する検討を促進する。(外務省に共有、説明を行う事業計画作業用ペーパー数：110 か国分)
- ② 戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果を取りまとめ、内外に発信する。また、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。
- ③ SDGs にて求められる開発協力の効果向上に向けた取組の必要性を踏まえ、開発途上国の主体性の下で進められる、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける課題対処能力の向上（キャパシティ・ディベロップメント）のプロセスを支援する。
- ④ SDGs 達成に向けた南南協力に関する国際的な議論の動向を注視しつつ、三角協力の意義と有効性について国際社会に向けて発信し、三角協力への理解を促進する。

(2) 事業構想力・情報発信力の強化

(イ) 事業構想力の強化

- ① 事業の戦略性強化のため、国別・地域別の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた国別分析ペーパーを策定、活用する。(国別分析ペーパー策定数：累計 50 か国)

- ② SDGs 採択に伴い、SDGs に規定される目標に関する組織的な取組を推進する。特に、SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向け、分野・課題別の分析及び実施方針等の策定・改訂とその活用を推進し、新開発課題への対応能力を強化する。
(組織全体及び分野・課題別の各種戦略文書への SDGs に向けた対応の記載)
- ③ ナレッジマネジメントネットワークの推進により、ナレッジを蓄積し、活用できる体制を拡充する。また、機構内部でのナレッジの共有、外部への発信機能を強化する。
- ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、各種事業を通して得られた情報をタスクフォースメンバーに共有するとともに、各省や本邦企業等、機構以外の幅広い主体との連携強化を図りつつ、日本の開発途上国支援活動が強化されるよう取り組む。

(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献

- ① 国際援助潮流の形成に参画し、機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を国際社会に対して幅広く発信する。特に、2015 年 9 月に合意された SDGs の実施、開発資金及び 2016 年度に予定されている主要国際会議(例:世界人道サミット、TICAD VI、ハビタット 3)における議論に貢献する。(役員等が重要な国際会議、イベント等でスピーチ、登壇した回数:16 件)
- ② 新興ドナーとの連携を促進するとともに、機構の教訓や知見の共有(アウトリーチ)を進める。また、機構の経験をいかして南南・三角協力に関する国際的な議論に貢献する。(中国、韓国、タイ等との定期協議や関連会議参画数:8 件)
- ③ 他ドナー、国際機関との定期協議を通じ、プログラムや個別案件レベルでの連携を推進するとともに、国際的な開発課題へのアプローチについての連携を強化する。

(ハ) 研究

現場レベルの事業経験に根差した知見の体系化及び国内外リソースとの連携を通じた国際水準の研究を行い、対外発信を通じて国際援助潮流形成に貢献するとともに、研究成果の事業へのフィードバックを進める。また、開発協力大綱を踏まえ「質の高い成長」に関する研究を実施する。(ワーキングペーパー:20 本、書籍発刊数:8 冊、「質の高い成長」に関する研究の実施)

(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施

- ① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議などの政府の会議等に必要情報を提供する。(「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数:60 項目)

- ② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組を強化し、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。
- ③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組を強化し、地域活性化にも資することを念頭に各種事業を実施する。特に、機構の種々のサポートにより提案型事業の効果発現を促進するとともに、機構による課題発信を通じた案件募集を強化する。(民間提案型事業における累計採択件数：920件)

(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携

NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、潜在層の発見・発掘を含め多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、開発協力への参加を促進し、人材、知見、技術等を地域活性化にも資することを念頭に開発途上地域の課題解決に活用すべく、以下の取組を行う。

- ① 連携のあり方を協議する NGO-JICA 協議会の開催及び情報共有並びに NGO と協力して行う各種取組を通じて、NGO との連携を促進する。特に、多様な NGO との更なる連携の強化のため、NGO-JICA 協議会への新たな参加者を増加させる。(NGO-JICA 協議会参加者数：250人)
- ② 民間企業等との連携を推進する各事業に関し、制度の周知及び認知度の向上を図るとともに、開発途上国の課題と民間企業からの提案内容のマッチング精度の向上に取り組む。(民間提案型事業のメディアを通じた報道件数：290件、個別相談実施件数：1,200件)
- ③ 大学との更なる連携強化のために、関連大学等との連携実績を改めて整理し、取りまとめた上で、大学との連携講座の実施、人材育成に係る技術協力、地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)等の事業を通じて教育機関等との連携を促進する。(連携実績を取りまとめた大学数：33件)
- ④ 地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握や地方自治体との情報共有等を通じ、連携の促進に努める。特に、国際協力への新規参入自治体開拓のため、自治体間連携セミナー等を開催する。(自治体間連携セミナー等への参加者数：140人)

(4) 国民の理解と参加の促進

(イ) ボランティア

- ① 国別ボランティア派遣計画の更なる活用、課題別の事業実施体制への改編、職種別派遣計画の充実を通じ、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。また、2015年度に開催したボランティア事業の方向性に係る有識者懇談会の提言結果を受け、具体的な取組を検討する。
- ② スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)に貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣倍増計画を着実に進めるとともに、スポーツ(障害者スポーツを含む)を通じた

開発の取組を強化するために、関係機関との連携強化を進める。(SFT 隊員の 2016 年度新規派遣数：120 人)

- ③ ボランティア事業の活動状況を一層周知し、日本社会へのボランティア経験の還元を図るため、ウェブサイトのコンテンツ充実を通じた事業広報を行う。(JICA ボランティアウェブサイトのページ閲覧数：900 万)
- ④ 派遣中のボランティアの課題対応能力を強化するため、活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリング、在外研修、本邦からの調査団派遣による支援等を実施する。
- ⑤ 国民参加型事業として地方自治体、企業、大学等の多様なリソースを活用するため、連携案件の形成を強化し、現地課題の解決、開発効果の発現を促進する。また、帰国隊員向けにキャリアアップ支援を行い、その一環として復興・地域起こし関係機関との連携強化、企業・地方自治体向け報告会の開催や帰国後研修等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。(連携ボランティアの人数：100 人、企業・地方自治体向け報告会：年 4 回)
- ⑥ 応募者の利便性を高めるため、募集情報のウェブサイト掲載を拡充し、ウェブサイト（ペーパーレス）による応募・選考制度を試行導入する。また、訓練、研修の効果向上のため、2013 年度に導入した新訓練プログラムのレビューや技術補完研修の改善に取り組む。

(ロ) 市民参加協力

- ① 草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の効果向上及び効率化に向けた制度改善を行い、定着を図る。特に、両事業への中小規模の新規 NGO 等の参加促進のための更なる制度見直しや広報拡充を行うとともに、事業効果確認のための調査・評価等の評価制度や経理・手続きの更なる簡素化を行う。(草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の応募数：150 件、25 件)
- ② 草の根技術協力事業 10 年の振り返り分科会、行政事業レビュー及び外務省第三者評価の指摘を踏まえ、国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、2015 年度に見直した NGO 支援事業を推進する。そのために、国内拠点主導の実施体制への変更や新制度による事業の実施・定着を図る。
- ③ 地球ひろば（市ヶ谷・名古屋）を通じて、市民による多様な国際協力への参加や理解の促進を行う。(市ヶ谷地球ひろば利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）：体験ゾーン利用者 90%、登録団体 70%)
- ④ 国内拠点を中心とした NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容改善等を図り、開発教育支援の質の向上に努める。(開発教育に関する JICA ウェブサイトのページ閲覧数：17 万、開発教育に関する研修実施人数：9,000 人)

- ⑤ 開発教育・国際理解教育の推進を図るべく、次期学習指導要領策定の動向や方向性を踏まえ、文部科学省や関係機関との連携を強化する。

(ハ) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）

- ① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘による新規登録者の獲得を進める。また、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。（新規人材登録者数：1,500人、新規登録団体数：85団体、情報提供件数：2,300件、キャリア相談（対面）人数：200人）
- ② 能力強化研修については、多様な援助ニーズに応えるべく、中小企業支援、強靱な保健、障害と開発等の課題を踏まえた柔軟なコースを新規に設け、研修を実施する。（能力強化研修参加者数：330人、新規課題コースの実施）
- ③ 機構事業を含む日本の国際協力に携わるグローバル人材の裾野拡大のため、大学生、大学院生及び医療人材を対象としたインターンを2015年度と同規模で実施する。（インターン受入人数：90人）

(二) 広報

(i) ODAの現場を伝える広報

機構全体の基幹業務として、機構の広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を効果的に実施する。TICAD VIや伊勢志摩サミットの機会を捉えて、記者向け勉強会の開催やウェブサイトでの特集企画を含め、複数のメディアを組み合わせた戦略的な発信を行う。（TICAD VIに関するウェブサイト連載企画の実施）

(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）

「ODA見える化サイト」を通じ、よりタイムリーな対外発信を行う。（ODA見える化サイト掲載案件の更新数：500案件）

(5) 事業実施に向けた取組

(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力

(i) 技術協力

開発途上地域が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指し、国内関係機関が有する日本の知見や経験を活用しつつ、戦略的かつ効果的・効率的な技術協力事業（研修を含む）の形成・実施を促進する。特に、インフラ輸出戦略等諸々の政策課題に対応した研修の推進及び「新機軸・高品質」な研修の構築等を通じ、

より強固なネットワークを形成する。(日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応した制度・運用改善、「新機軸・高品質」な研修の実施、インフラ輸出戦略に関連した研修員数：2,000人)

(ii) 有償資金協力

- ① 日本政府の方針を踏まえ、日本政府に対し進捗状況表を用いつつ、円借款承諾計画を適時に共有するとともに、標準処理期間(要請から借款契約調印までに要した期間が9か月以内)の達成に向けて円借款の迅速化のための取組等を推進する。
- ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。「質の高いインフラパートナーシップ」に係る制度改善)
- ③ 民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進すべく、海外投融資の適切かつ迅速な案件発掘、形成、実施に努める。これまで整備された体制及び制度についても、必要に応じて改善、強化に努める。

(iii) 無償資金協力

開発途上地域の発展段階に応じた開発課題の解決に結びつく戦略的かつ効果的・効率的な無償資金協力事業の形成・実施を促進する。特に、日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応し、より円滑な実施の確保を図るため、無償資金協力事業の包括的改善として決定した施策の定着化及び新規の制度・運用改善を行う。(無償資金協力事業の包括的改善として決定された制度・運用改善)

(ロ) 災害援助等協力

- ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせた適切な規模・内容の緊急援助を、国際社会等との連携・調整により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、引き続き実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善策を講じる。災害支援を行った場合は、被災国及び日本国民に対する広報を行う。(チームが派遣された場合における、派遣現場での国際調整母体等への人員の派遣)
- ② 登録要員能力の維持・向上のための研修・訓練を着実に実施するとともに、派遣シミュレーションを複数回実施する。また、医療チームについては、医療情報分析及び発信を効率化、迅速化するために、電子カルテの実派遣導入に向けた準備を完了させる。加えて、感染症対策チームの派遣に向けた要員の登録、研修実施に向けた講師構成、講義内容等の確定と機材整備を実施する。救助チームについては、災害援助に関する国際的な格付再認定プロセスとこれまでの派遣を通じて得られた教訓をもとに、派遣体制及び各研修・訓練の内容を充実させる。物資供与については、

これまでのオペレーションで把握した課題を整理、分析し、迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の見直しを行う。(研修・訓練回数：27回、派遣シミュレーション：2回)

- ③ 捜索・救助や災害医療及び感染症対策に関する国際連携枠組みに積極的に参画して貢献するとともに、関係者とのネットワークを維持し、災害発生時の現場における効果的な協力体制を強化する。医療チームに関し、世界保健機関（WHO）が主導する事前登録・認証制度に呼応した体制整備を行う。また、NGO や自衛隊等との情報共有・連携体制を強化するとともに、緊急援助隊事務局と課題部の連携により、災害多発国等の災害対応力を高めるための支援を行う。(国際捜索救助チーム代表者を招いた国際会議の主催、WHO 主導で新設される医療チーム登録制度への参加、Type2(手術機能、入院機能)の認定取得)

(ハ) 海外移住

- ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、海外移住者団体への助成金交付事業を実施する。日系個別研修については、引き続き課題の重点化を図り縮減する。また、日系人との関係強化及び日系社会支援のため、ボランティア派遣、研修、日系病院・医師に対する支援を実施する。(日系個別研修の人数・経費縮減率：2011年度比10%減)
- ② 移住債権については、債権残高を減少させるとともに、債権管理業務を終了する方を具体化する。
- ③ 海外移住及び日系社会に関する知識の国民への普及を引き続き図るために、海外移住資料館の体制整備や調査・展示の充実、教育素材の活用、周辺自治体や関連機関等との連携強化等に取り組む。(年間の来館者数：34,000人、学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数：5,400人、年間の海外移住資料館ウェブサイト訪問数：15万人)

(6) 事業の横断的事項に関する取組

(イ) 環境社会配慮

- ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を行う。(環境社会配慮ガイドラインの遵守)
- ② 本部と海外拠点の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に、環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。特に、環境社会配慮ガイドライン制定後の運用実績を踏まえて、研修機会と内容面の拡充を図る。(研修機会・内容面の拡充)

(ロ) 男女共同参画

個々の案件準備段階でジェンダー主流化のための調査分析を有効に取り入れることにより、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する質の高い案件の形成を進める。また、「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に則り、紛争影響地域や災害復興等で実施中の事業のモニタリングを実施する。(ジェンダー案件比率：30%、ジェンダー主流化調査実施率：80%、「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に則ったモニタリングの実施)

(ハ) 事業評価

- ① 説明責任を確保するために、事後評価を着実に実施し、速やかに情報を公開する。さらに、説明責任の一層の向上のため、外部評価への多様な主体（NGO、大学等）の参加を促進する。(10億円以上の事業に対する外部評価の実施率：100%)
- ② 事業評価を通じた学習・改善を促進するために、事業評価の質の向上に向けた汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標を整備するとともに、事業へのフィードバック強化のための取組を実施する。さらに、学習・改善を深化させる取組として、インパクト評価や、評価対象の特殊性に合わせた評価等を進める。(汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備：2分野、インパクト評価：2件)
- ③ 事業評価に係る人材育成や対外発信を行う。(研修：10回)

(ニ) 安全対策の強化

- ① 開発途上地域における事業実施に伴う犯罪、テロ、交通事故、自然災害等による被害リスクに備え、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者の安全管理能力の強化に向けた研修等の実施、治安情報の収集・分析、安全対策の実施、事件事故や緊急事態発生時の適時対応を行う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては十分な安全対策や体制整備を行う。(赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数：55回、安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実施国数：25か国)
また、「国際協力事業安全対策会議」の最終報告(2016年8月30日)等を踏まえ、安全対策を着実に強化する。
- ② 工事安全対策に関する指針文書の周知・運用の徹底、現場における安全対策の強化に努め、安全対策を積極的かつ着実に進める。特に、事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対して重点的に安全対策を推進する。(実施状況確認調査及び安全管理セミナー：125件)

(ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施

独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応

する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

- ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。
- ② 「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づき、共用化・近接化の可能性を引き続き検討する。
- ③ 現地職員の育成に向けた制度改善の具体化に取り組むとともに、より現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するため、2017年度以降の反映を目指して拠点運営計画の制度改善を検討する。
- ④ 国内拠点の多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業海外展開支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について2015年度実績を上回ることを目指す。

(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施

(イ) 契約の競争性・透明性の拡大

- ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。
- ② コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、企業等との対話強化を継続するとともに、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を着実に実施する。
- ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。
- ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係を有する法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については同程度の対象件数を維持する。
- ⑤ 不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。
- ⑥ 不正腐敗の防止のため、不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、「JICA不正腐敗防止ガイダンス」等の周知、機構内の研修の実施に取り組む。また、相手国政府への一

層の働きかけを行うとともに、相手国のガバナンス強化及び不正腐敗防止に関する能力向上支援を行う。

(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上

- ① 2015 年度に改訂された業務方法書における内部統制の枠組みに基づき、確実な運用を行う。また、運用状況の定期的なモニタリングを行い、その結果を内部統制に関する理事会で報告及び審議する（年 2 回程度）。リスクの評価と対応については、定期的なコンプライアンスや事故の再発防止に係る組織内の啓発、リスクの見直し・対応を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理委員会等においてその結果を報告する。
- ② 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。
- ③ 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、内部統制の充実及び強化に貢献する。
- ④ 監事による指摘事項を速やかに機構内全体に周知するとともに、担当部署での改善状況を定期的にフォローすることで、監事監査に適切に対応する。
- ⑤ 情報セキュリティ管理に関し、政府統一基準との整合及び情報セキュリティ監査結果に基づき、最新の法律やガイドラインに沿った制度の改善、予防的措置及び緊急対応時の体制強化を図る。
- ⑥ 年度計画に基づき実施された各事項の業績の自己評価を行い、主務大臣による評価結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。
- ⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善につながった事例について随時公表する。

(ハ) 事務の合理化・適正化

- ① コンサルタント等契約において改定した制度・手続きを着実に実施し、実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。
- ② 一般契約において、2015 年度に考え方を整理した精算の簡素化、合理化の方向性に従って、調達手続きを着実に実施する。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部における一括調達を継続する。
- ③ 民間連携事業（草の根技術協力事業含む）の調達手続きを整理する。
- ④ 輸出管理の体制整備を含め、機材調達事務の合理化を継続する。
- ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を更に強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、一層の現地職員の育成と現地の体制整備を図る。
- ⑥ 扶養親族の旅行、呼び寄せ、早期帰国等手続きに関しての簡素化、合理化を図る。

また、契約書付属書の改正を行い、専門家との契約締結手続きの効率化、合理化を図る。さらに、「お知らせ」や説明会の開催を通じ、新たに配置された担当者に対しチケット手配業務に係る外部委託制度の周知を図る。

- ⑦ 研修事業全体の実施・運営体制の強化に継続して取り組む。特に、研修員受入手続きについては、次期研修員システムの要件定義と並行して、手続き効率化に向けた制度の見直しを行う。
- ⑧ 青年海外協力隊事務局の体制変更に伴い、ボランティア派遣手続業務全般について、新フローの定着を図る。また、ボランティア事業に係る業務主管システムの最適化のため、派遣手続業務フローの見直しを行う。
- ⑨ 2015年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。

(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の適正な見直し

(イ) 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び特殊要因を除く。)の合計について、2015年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

(ロ) 給与水準の適正化等

ラスパイレス指数を含む給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、在勤手当を含む総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引き続き行う。併せて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舍の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続的に検討する。

3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

- ① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。
- ② 平成27年度補正予算(第1号)により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的なTPP関連政策大綱」(2015年11月25日)において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育事業等に係る技術協力を活用する。

平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置されたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力に活用する。

- ③ 運営費交付金債務残高を減少させる。

4. 短期借入金の限度額

一般勘定 620 億円

有償資金協力勘定 2,200 億円

理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。

有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、2016 年度末までに現物納付または譲渡する。

6. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。

(2) 人事に関する計画

- ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年 1 回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、的確な人事評価と役割・貢献に応じた処遇の徹底を図る。期限付職員の人事評価結果の処遇への反映範囲を拡大するとともに、賞与等における査定賞与と固定賞与の支給割合の見直しを検討する。
- ② より効果的かつ効率的な業務運営及び国内外の更なる態勢強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。多様な人材が最大限能力を発揮できるようダイバーシティマネジメントを推進するため、管理職向けの研修を実施するとともに、職階別研修のコンテンツにも取り入れる。

- ③ 業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力を強化するため、特定職、期限付職員を含めた職員のキャリア開発や研修等を継続、充実する。中核的人材の強化のため、総合職職員の能力・キャリア開発を後押しするキャリア・コンサルティングの継続に加え、長期研修やエキスパート職群の新規登用の実施を通じた拡充、他機関への出向等の施策を活用する。現地職員の能力向上及び更なる活用のための施策をガイディングプリンシプルに基づき実施する。(キャリア・コンサルティングの実施人数：48人)
- ④ 働き方改革を中心としたワーク・ライフバランス、ダイバーシティに係る取組の強化を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、長時間労働の是正、日常業務の一層の効率化を図り、生産性向上、創造的業務の取組を促進する。また、在外勤務や海外出張等の機構の業務の特性と家庭生活の両立に向けた環境を整備するため、関連情報や経験談等の共有の一層の活性化、関連研修の実施等の各種施策を継続・深化・発展させる。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項

- ① 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第31条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。
- ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成15年政令第409号）附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

予算

別表 1
(単位：百万円)

区別	合計	①技術協力	②無償資金協力	③国民等の協力活動	④海外移住	⑤災害援助等協力	⑥人材養成確保	⑦調査及び研究	⑧受託業務	⑨その他業務	⑩法人共通
収入											
運営費交付金収入	155,450	70,179	241	15,574	396	880	1,399	18,605			48,176
施設整備費補助金等収入	1,014										1,014
事業収入	323	271		17						35	
受託収入	340								340		
寄附金収入	14									14	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	0										
計	157,141	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	49,190
支出											
一般管理費	10,324										10,324
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	10,324										10,324
業務経費	145,449	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605		35	37,852
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	138,168	65,823	241	15,104	396		1,399	17,605		35	37,565
受託経費	340								340		
寄附金事業費	14									14	
施設整備費	1,014										1,014
計	157,141	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	49,190

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[人件費の見積り]
期間中、13,901百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

収支計画

別表2
(単位：百万円)

区別	合計	①技術協力	②無償資金協力	③国民等の協力活動	④海外移住	⑤災害援助等協力	⑥人材養成確保	⑦調査及び研究	⑧受託業務	⑨その他業務	⑩法人共通
費用の部	156,465	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	48,514
経常費用	156,465	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	48,514
一般管理費	10,211										10,211
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	10,211										10,211
業務経費	145,449	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605		35	37,852
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	138,168	65,823	241	15,104	396		1,399	17,605		35	37,565
受託経費	340								340		
寄附金事業費	14									14	
減価償却費	452										452
財務費用	0										
臨時損失	0										
収益の部	156,465	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	48,514
経常収益	156,417	70,402	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	48,514
運営費交付金収益	155,336	70,179	241	15,574	396	880	1,399	18,605			48,063
事業収入	275	223		17						35	
受託収入	340								340		
寄附金収入	14									14	
資産見返運営費交付金戻入	452										452
資産見返補助金等戻入	0										0
財務収益	48	48									
受取利息	48	48									
臨時収益	0										
純利益(▲純損失)	0										
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0										
目的積立金取崩額	0										
総利益(▲総損失)	0										

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

資金計画

別表3
(単位：百万円)

区別	合計	①技術協力	②無償資金協力	③国民等の協力活動	④海外移住	⑤災害援助等協力	⑥人材養成確保	⑦調査及び研究	⑧受託業務	⑨その他業務	⑩法人共通
資金支出	184,022	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	319	75,801
業務活動による支出	156,013	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	48,063
一般管理費	10,211										10,211
(うち特殊要因を除いた一般管理費)	10,211										10,211
業務経費	145,449	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605		35	37,852
(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	138,168	65,823	241	15,104	396		1,399	17,605		35	37,565
受託経費	340								340		
寄附金事業費	14									14	
投資活動による支出	1,128										1,128
固定資産の取得による支出	1,128										1,128
財務活動による支出	351										351
不要財産に係る国庫納付による支出	351										351
国庫納付金による支払額	0										
翌年度への繰越金	26,529									270	26,259
資金収入	184,022	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	575	75,544
業務活動による収入	156,127	70,450	241	15,591	396	880	1,399	18,605	340	49	48,176
運営費交付金による収入	155,450	70,179	241	15,574	396	880	1,399	18,605			48,176
事業収入	323	271		17						35	
受託収入	340								340		
寄附金収入	14									14	
投資活動による収入	792									256	535
施設整備費補助金による収入	159										159
固定資産の売却による収入	377										377
貸付金の回収による収入	256									256	
財務活動による収入	0										
前年度からの繰越金	27,103									270	26,833

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。